

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

斜里町長 馬場 隆

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

斜里町

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 3 1 日

### 3 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 11 経営体

個人 230 経営体

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、農地の集約を中心とした規模拡大・作業の効率化・コスト低減等により地域農業の維持・発展を図る。

また、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等、既存の制度を効果的に活用し、農地集積と集約化を図る。

### 6 地域農業の将来のあり方

生産基盤の整備・保全を図り、より高い生産性を実現するとともに、経営基盤の強化や他産業との連携により農業者が意欲を持って営農できる環境をつくる。また、安心できる農業生産環境と生活環境の実現により、活力ある農村づくりをめざす。